

## 愛知県中小企業地域活性化条例(第2版)

愛知中小企業家同友会\_案

### 前文

愛知県は、日本列島のほぼ中央に位置し、温和な気候と木曾三川、矢作川、豊川などの河川に恵まれ、また濃尾、三河の広い平野を有する地域です。愛知県では、このような豊富な自然資源のなかで太古から人々の生活が営まれてきました。産業面でも、農林漁業および加工業、窯業、織物業など長い歴史のなかで多様な産業を育んできた点も、愛知県の大きな特徴といえます。戦後は日本国内の自動車の隆盛を背景に、広くものづくり産業の中核地として発展してきました。このなかで、愛知県の中小企業は県内経済の根幹、雇用の担い手という経済活動の中心的役割の担い手であると同時に、愛知県の文化を築き、守り続けてきた主体者でもあります。

しかしながら現在では、経済のグローバル化の進展に伴い、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増し、少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の到来などにより、その存立基盤は危ういものとなっています。

経済活動における中小企業は、全事業所数の99.7パーセントを占め、全労働者の約70パーセントの雇用を担う存在です。また、自然との共生、新たなビジネスアイデアの創出などを通じて、国民経済を有機的・創造的に発展させ、国民経済の健全な発展を促進させる主人公でもあります。さらに中小企業は人間尊重の経営を通じ、多くの人々が労働の喜びに満ちた、豊かな人生を送る舞台です。

このような中小企業の振興は、消費購買力を高めると同時に、県、市町村への税収を増加させ、社会福祉・教育など豊かで安心できる生活の基盤となる県民サービスの向上、魅力あるまちづくり・地域づくりへの展開などの基礎ともなるものです。つまり中小企業の振興は、単に中小企業だけの問題ではなく、愛知県の産業、経済および県民生活全体の直接的な課題でもあります。

中小企業の成長発展には、中小企業者自らがその経営の向上のために努力を払うことが前提です。その前提の上で、中小企業の自主的努力の機会を保障する振興の理念・施策が愛知県の発展に欠かせないものであるという認識を持ち、中小企業はもちろん、大企業や県民、行政、教育・研究機関等などが協力する必要があります。

以上より、中小企業の生き生きとした活動を促進し、愛知県をより豊かで住みやすい魅力ある地域とするための「愛知県中小企業地域活性化条例」をここに制定します。

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 本条例は、中小企業の経済において果たす役割の重要性に鑑み、本県の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、県・市町村、大企業者、中小企業者、中小企業に関する団体、教育・研究機関等、及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する県政姿勢を確立するものである。また、県の中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業の活性化を促進し、もって本県経済及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下、「基本法」)第2条第1項に定めるもので、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- 二 教育・研究機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校、ならびに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の教育・研究を司る機関をいう。
- 三 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第3条に規定する生活衛生同業組合、その他これらに類する中小企業者、ならびにこれに準ずる者を構成員とする団体をいう。
- 四 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもの、およびここに規定される中小企業の被用者等ならびに協同組合等をいう。
- 五 大企業者 中小企業者以外の事業者で、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域の社会的基盤、及び県民経済を支える重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重するとともに、その自主的努力の機会を保障すること。
- 二 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源、その他の本県の特徴を生かした、活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。
- 三 中小企業者の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を図られること。
- 四 県、国、市町村、中小企業者、協同組合等、大企業者、教育・研究機関等、及び県民が相互に連携、協働して推進されること。
- 五 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。
- 六 小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に対する配慮をする等、中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」）にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定・実施しなければならない。この場合において、県は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映する責務を有する。

- 2 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行う責務を有する。
- 3 県は、中小企業振興施策の策定・実施にあたっては、国、関係地方公共団体、第三章に定める愛知県中小企業地域活性化審議会（仮）（以下、審議会（仮））、支援機関（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人等をいう。）これに含まれない第二条に定める協同組合等、教育・研究機関等、及びその他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。
- 4 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた、自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 県は、学校教育の現場において県内経済の実態をはじめとした社会教育、ならびに豊かな人格を育み、広く地域社会全体の幸せを追求する総合的教育が、円滑に実施されるよう、各市町村への適切な支援、及び指導を行う責務を有する。

( 中小企業者等の努力 )

第五条 中小企業者等は、基本理念にのっとり経営の革新（基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）経営基盤の強化および経済的社会的環境の変化への適応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、基本理念にのっとり県が実施する中小企業施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、基本理念にのっとり地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

( 協同組合等の責務 )

第六条 協同組合等は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 大企業者の役割 )

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力を努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 教育・研究機関等の役割 )

第八条 教育・研究機関等は基本理念にのっとり、豊かな人間教育ならびに、研究開発の成果の普及、人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

( 県民の理解と協力 )

第九条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展、及び県民生活の向上、地域の魅力の向上についての関心と理解を深めるとともに、その重要性を理解し、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 中小企業の振興に関する基本的施策

( 施策の基本方針 )

第十条 中小企業振興施策の策定、および実施は、第三条に定める基本理念に則り、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- 一 中小企業者等の経営の革新、および創業の促進並びに創造的な事業活動（基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。）の促進を図ること。
- 二 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成、および確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
- 三 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備改善を促進すること。
- 四 中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進すること。

( 基本的施策 )

第十一条 県は基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

一 【経営基盤の強化】

相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、適正価格での受注及び受注機会の確保と増大、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。

二 【創業と経営革新の促進】

創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により、創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取り組みの強化を促進すること。

三 【大企業、大学等との連携促進】

産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。

四 【地域産業振興】

市町村、協同組合等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。

五 【中小企業観の育成】

中小企業への正確な認識を育む義務教育時からの体系的教育を支援・促進すること。

六 【人材の確保と定着】

職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。

七 その他の中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

第十二条 知事は、前条に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業地域活性化推進計画（仮）」）を次章で定める審議会（仮）との合意のうえ、定めなければならない。

- 2 中小企業地域活性化推進計画（仮）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向。
  - 二 前号に掲げるものの他、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。
  - 三 知事は、中小企業地域活性化推進計画（仮）を定めるにあたっては、県民、中小企業者、その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
  - 四 知事は、中小企業地域活性化推進計画（仮）を定めた時は、遅延なく、これを公表しなければならない。
  - 五 前2項の規定は、中小企業地域活性化推進計画（仮）の変更について準用する。

（施策の検証）

第十三条 知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

（調査研究）

第十四条 県は中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

（実施状況の公表）

第十五条 知事は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、インターネット、県の広報誌、及びその他の方法により公表するとともに、審議会（仮）ならびに議会へ報告し、審議を受けるものとする。

（財政上の措置）

第十六条 県は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、予算の範囲内において、中小企業者等に対する適切な支援を行うものとする。

(連携・協力の促進等)

第十七条 県は、中小企業者等相互および中小企業者等と大企業者の連携・協力の促進に努めるものとする。

- 2 県は、中小企業の振興に関する市民の理解を深めるとともに、県民の協力を促すため、広報、啓発等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第三章 愛知県中小企業地域活性化審議会(仮)

(目的)

第十八条 本審議会(仮)は、県の中小企業振興に関する施策の実効性、及び施策の実態的検証を行い、もって県の中小企業振興施策の現実経済との整合性を担保することを目的とする。

(設置)

第十九条 施策の策定および執行に関わるすべての利害関係諸団体と中立的立場を遵守する常設の機関として、県知事の付属機関として審議会(仮)を置く。

(所掌事務)

第二十条 審議会(仮)は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 中小企業振興施策について調査審議するとともに、県の施策に対する提言を行うこと。
- (2) その他中小企業の振興に関する事項について調査審議するとともに、提言を行うこと。

(組織)

第二十一条 審議会(仮)は、委員 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、中小企業者、消費者、県会議員、その他県知事が適当と認める者のうちから県知事が委嘱する。

(委員の任期)

第二十二條 委員の任期は、 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第二十三條 審議会(仮)に会長および副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会(仮)を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長および副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十四條 審議会(仮)の会議は、必要の都度会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会(仮)は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第二十五條 審議会(仮)の庶務は、 (愛知県産業労働部等)において行う。

(運営事項)

第二十六條 第十三条から前条までに定めるもののほか、審議会(仮)の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第四章 雑 則

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し、必要な事項は中小企業者、消費者、県知事から委嘱された者によって構成される「中小企業活性化条例施行準備会(仮)」における協議によってさだめるものとする。

### 附 則

1 本条例は、公布日より施行する。

(条例制定が決し次第順次作成)